

口座管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容									
<p>公益財団法人 大阪府国際交流財団</p>	<p>1 公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「財団」という。）は、大阪府堺留学生会館オリオン寮（以下「オリオン寮」という。）を運営している。</p> <p>オリオン寮では、小口現金の支払資金のために「大阪府国際交流財団 堺留学生会館 オリオン寮管理人」の名義で普通預金口座1口を保有している。これは財団の財産であるが、財産目録に当該口座の記載がなく、公益法人会計基準第7の1に準拠した表示がなされていない。また、当該口座の残高（2円）について、平成25年度貸借対照表の普通預金に含めていなかった。</p> <p>2 財団が保有している普通預金口座の中に、現在使用しておらず、今後も使用する予定のない口座が2口あった。</p> <table border="1" data-bbox="566 999 1397 1486"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年3月31日残高（円）</th> <th>使用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座A</td> <td>84,237</td> <td>旧千里留学生会館（現在廃止）の寮費の収受用として使用</td> </tr> <tr> <td>口座B</td> <td>121,469</td> <td>旧財団のりんくう事務所（現在廃止）にて一般管理用口座（会費収入・経費支払）として使用</td> </tr> </tbody> </table>		平成26年3月31日残高（円）	使用目的	口座A	84,237	旧千里留学生会館（現在廃止）の寮費の収受用として使用	口座B	121,469	旧財団のりんくう事務所（現在廃止）にて一般管理用口座（会費収入・経費支払）として使用	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>管理人の名義で保有している口座であっても、財団の資金口座については、財産目録及び貸借対照表への記載を行い、適切に管理されたい。</p> <p>銀行口座は不正に利用される可能性もあるため、使用する予定がない口座については、速やかに口座の解約手続を行われない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【公益法人会計基準】（平成21年改正）</b></p> <p>第7 財産目録</p> <p>1 財産目録の内容</p> <p>財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、使用目的、価額等を詳細に表示するものでなければならない。</p> </div>	<p>オリオン寮管理経費を適切に管理するため、管理人名義の口座を廃止の上、財団理事長名義の口座を平成26年11月14日に開設した。平成26年度決算から、財団の財産として財産目録、貸借対照表に記載した。</p> <p>また、使用見込みのない2口座については、平成26年12月19日に解約し、残金は別途普通預金口座へ入金した。</p>
	平成26年3月31日残高（円）	使用目的										
口座A	84,237	旧千里留学生会館（現在廃止）の寮費の収受用として使用										
口座B	121,469	旧財団のりんくう事務所（現在廃止）にて一般管理用口座（会費収入・経費支払）として使用										